

福井市建設工事等監察実施要領を制定する。

平成14年5月1日

福井市建設工事等監察実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井市が発注する建設工事（これに伴う設計、測量等の業務委託及び製造その他を含む。以下「建設工事等」という。）の施行に係る違法又は不当な行為（以下「非違行為」という。）の監察（以下「監察」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(監察の実施)

第2条 監察の実施は、工事・会計管理部長の統括の下に、必要があると認めるときは、いつでも工事検査課長が行うことができる。

(監察の対象)

第3条 監察は、建設工事等に係る契約の締結（入札等の契約締結前の先行行為を含む。）からその履行の完了までの間におけるすべての非違行為について行うものとする。

(監察の種類及び方法)

第4条 監察の種類は、非違行為の一般的な予防を目的として行う通常監察及び具体的な非違行為のおそれがある場合に当該非違行為を対象として行う特別監察とする。ただし、通常監察をもって特別監察に代えることを妨げない。

2 監察は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 照会聴取 関係機関、関係者その他当該監察に関係する者への照会及び事情聴取

(2) 資料提出 帳簿類その他の書面による資料の提出要求及び調査

(3) 実地検証 当該監察に係る現場等の確認及び調査

(4) その他必要に応じてその都度定める方法

3 工事検査課長は、監察を行うにあたり、当該監察に係る課等に対して必要な資料の提出及び報告を求め、又は必要な協力を要請することができる。

(所要の措置)

第5条 工事検査課長は、監察の結果、当該非違行為が福井市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第251号）第3条第2項に規定する一般職の地方公務員をいう。以下「職員」という。）に係るものであって、かつ、重大なものである場合は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

2 工事検査課長は、監察の結果、当該非違行為が職員に係るものであって、かつ、前項に規定する以外の場合は、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

3 工事検査課長は、監察の結果、当該非違行為が職員以外の者に係るものであるときは、遅滞なくその旨を建設工事等の施工を所管する部の長（以下「工事担当部長」という。）に通知し、所要の是正措置を求めるものとする。

4 工事検査課長は、監察の過程において改善すべき事項を発見したときは、遅滞なくその意見を付して、工事担当部長又は建設工事等の施工を所管する課の長（以下「工事担当課長」という。）に通知し、所要の是正措置を求めるものとする。

5 前2項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る事項について改善措置を講じた工事担当部長又は工事担当課長は、遅滞なく当該改善措置の内容及びその結果を工事検査課長に報告しなければ

ばならない。

(状況報告)

第6条 工事検査課長は、監察に必要な書類として、次に掲げる事項に係る報告書を、当該事項についての事務を所管する課等の長に必要な応じて提出させることができる。

- (1) 建設工事等に係る入札に関する事項
- (2) 建設工事に係る工事計画書及び施工体制に関する事項
- (3) 工事検査の実施に関する事項
- (4) 建設工事に係る事故発生に関する事項

(進捗状況等の報告)

第7条 監察事務の進捗状況及びその結果は、直近の福井市公正入札調査等委員会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成14年5月1日より施行する。  
要領の一部改正する。

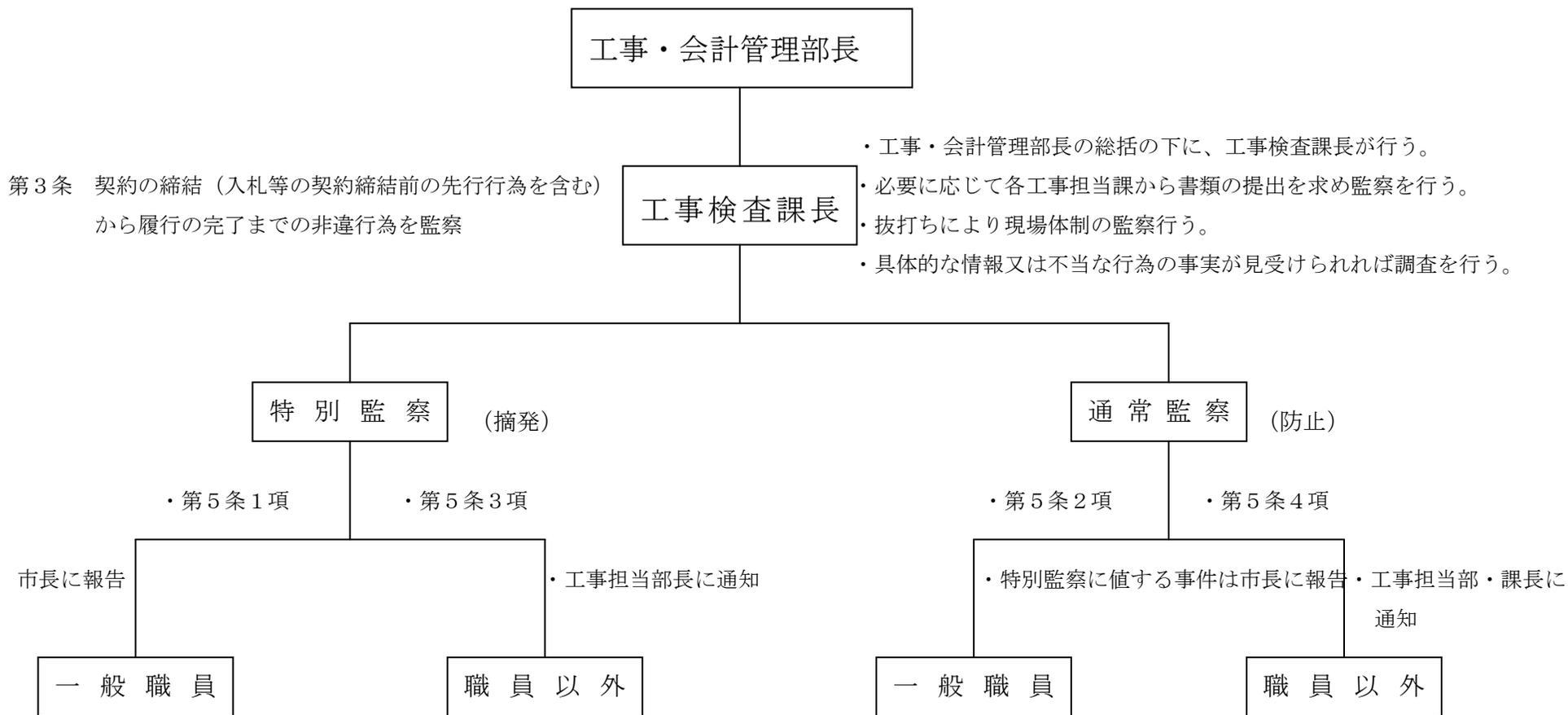
附 則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

# 福井市建設工事等監察実施要領（フロー）



<ul style="list-style-type: none"> <li>職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営上重大な支障をきたした場合</li> <li>官製談合</li> <li></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団等の介入に係ること</li> <li>ペーパーカンパニー等の不良及び不適格業者に係ること</li> <li>丸投げ ・ 入札妨害</li> <li>談合等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札及び契約等の執行状況、その結果</li> <li>指名に関すること（指名案から指名審査会）</li> <li>工事現場の施工管理状況（定期的・抜打ちにより行う。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事現場における監察の過程において改善すべき事項を発見したとき</li> </ul>
--	--	---	---